平成３０年（フ）第２４号
北海道旭川市大雪通８丁目508番地の50　ＣＨＩＰの家103号
債務者　千葉　敬子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４７１号
大阪市東淀川区豊新２丁目11番５―806号
債務者　大松　和史
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９号
岡山県玉野市胸上2640番地
債務者　梶原　節夫
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1627番地１
債務者　加藤　惠子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
長崎県佐世保市黒髪町262番地４
債務者　宮崎　順子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城２番地167　東建アパート201
債務者　ジャイルズ佐知子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１６号
沖縄県沖縄市園田３丁目19番６号　久場アパートロ号室
債務者　宇良　善光
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第７７号
横浜市港南区日野中央２丁目34番11号　シティハイムクレシェント201
債務者　橋本小百合
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０号
横浜市栄区公田町534番地１　アルカーデン本郷台ＷＩＮＧ407号
債務者　芝　　愛子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３４号
横浜市港南区港南台７丁目８番38号　フローラ港南台102
債務者　安部　信一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４０号
横浜市港南区港南台７丁目８番38号　フローラ港南台102
債務者　安部　愛美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６７号
横浜市南区宮元町１丁目１番地　宮元共同ビル404
債務者　東倉　淑恵
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６８号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼835番地１　向原レジデンスＡ103
債務者　酒井　孝一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８７号
東京都府中市栄町３丁目31番地の16メゾンナナリ２Ｆ
債務者　清尾　純子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０１号
東京都青梅市新町１丁目25番地の13メゾン野上302号
債務者　各務　幸恵（旧姓増保）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部